

目次

一頁… 会長ご挨拶、第一税理士協会の主張

二頁… 税理士法に関する意見案に対する日本公認会計士協会の反対理由

右の題字は、故・岡崎寿士氏(本会初代会長)揮毫

第一税協

発行所
 第一税理士協議会
 東京都千代田区九段南4-4-9
 〒102-0074 ニッキン第2ビル
 電話 03(5226)3364
 発行人 小島 昇



第一税理士協議会
 会長 小島 昇

ごあいさつ

第一税理士協議会(以下、当協議会と称します。)は、税理士登録をしている公認会計士により、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展を図るために設立された団体です。

昨年より積極的に会員の入会を呼び掛けたところ、多くの方が賛同してくださり、現在一、二〇〇名の会員を数えるに至りました。心より感謝を申し上げます。

さて、現在日税連では税理士法の改正を進めています。この中に、「弁護士・公認会計士に対して税理士登録時に能力担保措置として弁護士は会計学に関する一科目に、公認会計士は税法に属する一科目に合格することを原則とする。」との一項が入っています。

これは、①税務サービス提供者に障壁を設けることは納税者の税務サービス提供者選択の自由を奪うことになり、国益を損な

い、納税者の税理士に対する信頼を損ねる。

②公認会計士がその資格のまま税務業務をできることは国際

標準である。これに何らかの制限をするとは日本の公認会計士に対する海外からの信頼を失墜し、日本

の監査の質が問われるなど、国民経済に重大な支障をきたす。

③公認会計士の税理士業務を行い得る能力を

分野で活躍し納税者の選択肢が広がってこそ経済の活性化になるのであり、一方的な規制強化につながる今回の改正はまったく理解に苦しむものである。

ここに心底より我が国の税理士制度を憂う第一税理士協議会の主張を述べる。

第一税理士協議会の主張

〈主張一〉

今回の税理士法改正(能力担保措置)案による公認会計士に対する税理士資格の制限は、まったく理解に苦しむ改正案である。

公認会計士の税理士登録を制限しようという今回の税理士法改正案は、すべての面で時

代に逆行した考えである。むしろ規制緩和により、多様な人材、多彩な才能がいろいろな

分野で活躍し納税者の選択肢が広がってこそ経済の活性化になるのであり、一方的な規制強化につながる今回の改正はまったく理解に苦しむものである。

〈主張二〉

東日本大震災で国民が丸となっている時に、自分たちだけの権益擁護を考えた税理士法改正は、まったく理解できないだけでなく、税理士制度の信頼を著しく低下させるものである。

ご承知のように、今我が国は大変な国難に直面している。我々、税の専門家、会計の専門家としても、この未曾有の危機に面した日

本を何とか復興させたいと願っている。そんな中で、こともある

人間による税理士法改正を扇動する行動は到底理解できるものではない。今は、皆が団結して、日本の復興のために尽くす時である。

有していることは財務省の平成二〇年の公式見解でも表明されている。また、税理士制度のあるドイツ、韓国でも公認会計士はその資格で税務業務ができる。等々さまざまな理由から、税理士の立場からしても容認できないものです。

仮に、上記のように能力担保措置が付された場合、公認会計士業界では、公認会計士法において第二条(公認

会計士の業務)第2項を改正し、ドイツや韓国と同様に税務に関する業務を含むことを明記することとなるでしょう。このような応酬は受益者である納税者を無視したものであり、税理士に対する信頼を損ねることとなりかねません。

当協議会では、先日理事会においてこのような税理士法改正に断固反対するとの決議をいたしました。その

理由は後述するとおりですが、ぜひ会員の皆様に限らず、この趣旨に賛同する公認会計士である税理士の方々のご賛同を得たいと考えております。

また、当協議会では会員の研修の機会を提供するために定期的に研修会を行っております。次回は十二月十四日(水)に小池正明先生による研修が行われますので、ぜひご出席ください。

第一税理士協議会のメンバーは、公認会計士である税理士で、全員、真面目に税務に取り組む、真の税理士制度の発展に尽くしてきたい。我々、会員の中に

〈主張三〉

公認会計士である税理士は、何十年も真面目に税務業務に取り組み、税理士会に会費を納め続け、税理士制度の発展のために尽くしている。

〈主張四〉

公認会計士である税理士は、連結納税、会社分割など複雑かつ大規模、また国際的な分野で活躍している。公認会計士である税理士を制限しようとするのは、まったく時代の流れに逆行する行為である。

この時期にあえて資格問題に触れる税理士法

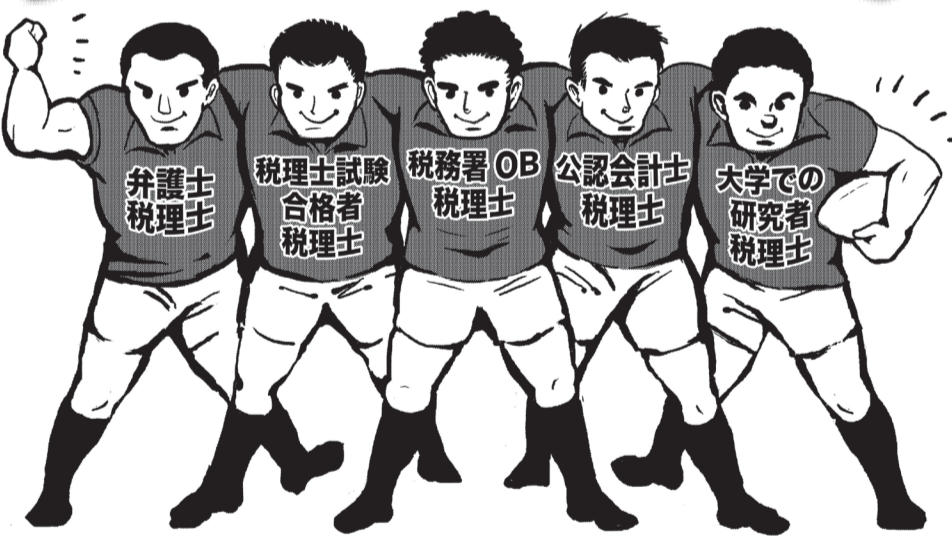
改正を主張する必然性は誰も見出すことがで

きず、このようなこと

をしていただけでは、税

理士制度そのものが国民の信頼を失うことになっ

税理士制度を支える多彩な人材



公認会計士である税理士は、連結納税、会社分割、合併、移転価格税制その他国際税務等々、複雑かつ大規模、また国際的な税務の分野で活躍しているものが多い。国際会計基準による税務への影響も深刻である。今後、益々、国際化、複雑化していく税務に対応し

て、これらに立ち向かうには、税と会計の専門家である公認会計士はますます高まる。このような優秀な集団を排斥しようとする今回の改正案は、我が国経済を弱体化させることになる。

(次ページへ続く)

税理士法改正案(能力担保措置)に断固反対!!

日本公認会計士協会では、日本税理士会連合会の「税理士法に関する意見(案)」の能力担保措置に反対しております。以下に、会員はじめ関係各位にご理解いただきたく、日本公認会計士協会の税理士法改正案「反対理由」を掲載します。

1 税理士法改正は国益を損なう

平成二〇年度規制改革会議への財務省の回答(下記【参考】を参照)では、「(税理士として)弁護士、公認会計士……の経験・専門性を社会的に活用することは、国家にとっても有益なことであり、国民生活の利便性の向上につながる」と述べられている。にもかかわらず、税理士法改正案では税務サービス提供者に障壁を設けることとしており、これは納税者の税務サービスを提供者選択の自由を奪うことになり、国民の経済活動の利便性を損なうことになる。

2 税理士法改正の必然性・必要性がない

今般税理士法を改正してまで、公認会計士に税理士試験を受験させなければならぬ必然性・必要性は全くない。公認会計士は企業の国際税務、企業再編成税制、連結納税制度などの専門分野でも我が国の租税実務を支えており、改正案の内容は我が国租税制度の発展に寄与してきた公認会計士を全面否定するものである。我が国の租税制度の整備発展に多大な貢献をしてきた公認会計士が税理士登録を行うに際して、試験免除者等といった他のルートからの登録者として著しく不公正な条件を課されることは、今後我が国の租税制度の整備・発展に対して支障をきたすことは明白である。

3 海外の投資家の疑問へ日本の財務か?を招く

主要先進国で公認会計士がその資格で税務業務ができないのは日本だけである。仮にその結果、日本の公認会計士が税理士試験を受験しなければならぬことになると、「外部監査人は当然税務を知っている」という海外投資家の信頼の根幹が日本市場に限り無いものとなる。その結果、日本の公認会計士の作成した監査証明はその品質に疑問がもたれ、海外からの投資活動に影響を与える可能性が生じる。

4

公認会計士が税務に関する十分な知識を有していることは、既に現行税理士法でも確認されている

昭和二六年の税理士法制定要綱に基づき、難関の公認会計士試験さらには最終試験である「租税法」が課せられている。また、公認会計士資格を得るために必須の実務補習では法人税はもとより所得税、相続税等のカリキュラムが課せられている。公認会計士が税務に関する十分な知識を擁していることは、現行制度上明確である。

5 公認会計士は当然にその資格で税理士となれる

税理士制度創設時(昭和二六年)より、公認会計士と弁護士はその資格のまま税理士

となるのが適当とされてきている。平成二〇年度規制改革会議への財務省の回答においてなお、「公認会計士は……その学識等からみて税理士業務を十分行い得ると認められることから、税理士資格が付与されている」とされ定着している見解である。税務は会計の領域内にあり不可分の関係にある。そこで、税理士制度のあるドイツ、韓国においても公認会計士はその資格の下で税務業務ができることとされている。

(前ページより続く)

(主張五)

我が国の税理士制度は、税理士試験合格者、税務署OB(官公署での税務事務従事者)、公認会計士、大学での研究者(教授・大学院卒等)、弁護士といった多彩な人材がスクラムを組んで支えてきたことを忘れてはならない。

【参考】平成20年度規制改革会議への財務省・国税庁の回答 (平成20年7月28日)

(略) 弁護士、公認会計士に対する資格付与制度や税務職員などに対する税理士試験免除制度については十分合理的であると考えられる。公認会計士については、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明を行うことを業としており、財務書類は法人税などの税務計算の基礎となるものであること、公認会計士となるためには、租税に関する実務能力等が必要であることなど、その学識等からみて税理士業務を十分行い得ると認められることから、税理士資格が付与されているところである。(略) 近年、税制改正等により納税義務者が増加する中で、納税者を援助する税理士が、適正申告に果たす役割は益々大きくなってきているところ、無償独占という公的性の強い税理士資格にあつて、弁護士、公認会計士及び一定の職業事務に相当年数以上従事した者の経験・専門性を社会的に活用することは、国家にとっても有益なことであり、国民生活の利便性の向上につながると考えられる。

(主張六)

国際競争社会の中で頑張る日本企業を応援することが我々の役割である。資格制限など自分の権益だけを考えている暇はない。むしろ、資格の枠にとらわれずノンストップでいかに企業を応援するか真剣に考えるべきではないか。

人でもあるので、矛盾を冷静に考えるべき主張であることである。

十二月研修会の開催について

第一税理士協議会では、会員のための実務に役立つ税務研修会を左記のとおり開催いたしますので、この機会に多数ご参加下さるようご案内いたします。

日時 平成23年12月14日(水) 18時～20時30分
場所 公認会計士会館ホール
テーマ 個人資産の譲渡損失に係る税制の実務について
講師 税理士 小池正明氏
会費 会員 二,〇〇〇円 非会員 四,〇〇〇円
定員 四〇〇名

お申込みは、別添案内書をご覧の上 申込書をFAXして下さい。

